

## 勿凝学問 275

高齢者医療制度の財源調達、その後  
一部導入された総報酬割

2009年12月29日

慶應義塾大学 商学部

教授 権丈善一

2週間ほど前の12月16日に書いた「[勿凝学問 271 来年度の保険料率を、他の健保組合は、どう読んで決めているんだろう？](#)」で、次のように書いた。

「権丈先生、12月8日に出された後期高齢者医療制度への支援金を報酬割りで計算する案が実施されると、慶應健保では約1.1%、保険料率が上がることになります。来年度の保険料率は、どうでしょうか？」

「知らんよ」

早く決めておくれ。

12月23日の22年度予算の大臣折衝で、どうにか決まったようなので、メモ。

### 協会けんぽの国庫負担及び診療報酬改定について

#### 1 協会けんぽの国庫負担

主に中小企業の従業員とその家族を加入者とする医療保険である協会けんぽについて、その急激な収支悪化の状況及び現下の厳しい経済情勢に鑑み、保険料の大幅な負担増を抑制しつつ財政再建を図るため、以下の措置を講ずることにより、平成22年度の保険料率の引き上げ幅を約0.6%縮小させる。

##### (1) 財政再建のための特例措置

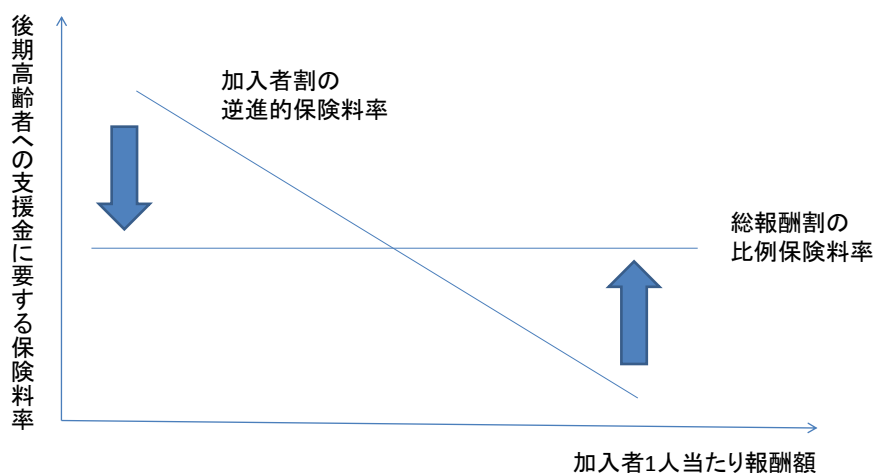
平成22年度から平成24年度までの間、以下の特例措置を講ずる。

- ・ 後期高齢者支援金について、国民健康保険と被用者保険との間では加入者割を維持した上で被用者保険内の負担方法を変更し、被用者保険に係る支援金総額の3分の1（平成22年度については9分の2）の額を総報酬割とする。
- ・ 平成22年7月以降、協会けんぽの国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる。その所要額の半額程度は、協会けんぽへの後期高齢者支援金に係る国庫補助のうち総報酬割の導入に伴い生ずる910億円程度（平成22年度は610億円程度）を活用する。

・・・

まあ、僕が「[高齢者医療制度に関する検討会](#)」でずっと言っていた、「高齢者医療制度への支援金の被用者保険の負担を、加入者割から総報酬割にする」という改革のうち、後期高齢者医療制度に要する額の3分の1に適用ということになったようである。

## 加入者割から総報酬割への改革イメージ



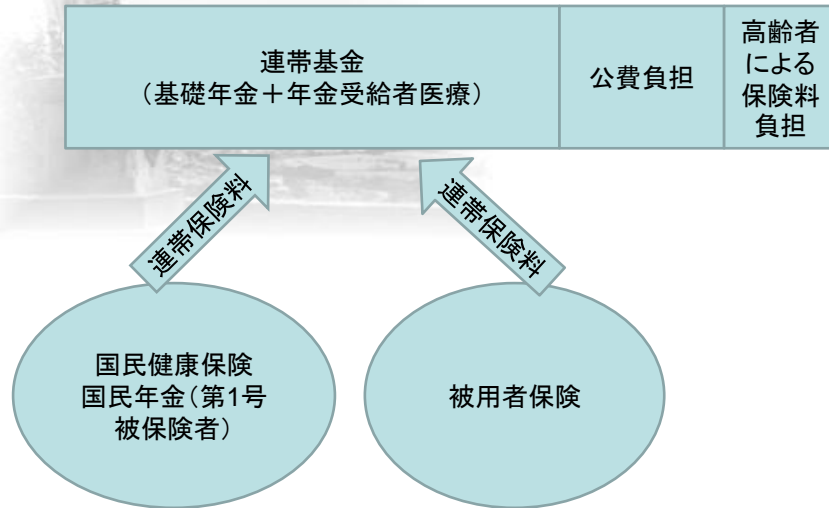
平成 22 年度予算大臣折衝

(単位：億円)

		総報酬割 1 / 3、加入者割 2 / 3 < 22 年度 (7 月施行) >	総報酬割 1 / 3、加入者割 2 / 3 < 満年度 >
後期支 援金 の増減	協会けんぽ	- 5 6 0	- 8 5 0
	健保組合	+ 3 3 0	+ 5 0 0
	共済組合	+ 2 3 0	+ 3 5 0

まあ、次の図のような、年金受給者の医療費への現役世代による負担部分を、被用者保険では総報酬割の連帯保険料として拠出することを夢見ている僕としては、今回の措置は、ジャブとしては悪くはない。今回の措置で、所得が低いために保険料率が9%台に達していた健保組合の保険料も下がることになるから、彼らも（こっそりと）歓迎しているだろうね——彼らも大きな声では言えないだろうけどさ。

# 高齢者医療と基礎年金の統合 連帯基金構想



43

Keio University  
Y Kenjoh



健保連は断固反対を言うだろうけど、高所得の健保組合の方が保険料率が低く、低所得の方が高くなっていて、保険料率の最低と最高の格差は3倍以上もあるという事実が、かなり、世の常識となってきた今、健保連の政治活動はどれほど効果をもつのだろうか——国民が共有する情報と政治力の関係などに関心を持っている政治経済学の研究者として興味深いところではある（ここで、(笑)なんて、書いたら、また怒られるので、控えます——）。と言っても、僕ほど、医療保険の一元化なんてお薦めしない、失敗例としての韓国をみてごらん、年金受給前の年齢層では、健保組合で運営していくってのも良いんじゃないかいと言ってきた経済学者もいないだろうことも忘れないでくださいね。

# 被用者医療保険 保険料率

- 協会けんぽ 8.2%
- 組合健保 単純平均 7.308%
  - 上位5組合
    - 9.62% 9.62% 9.593% 9.589% 9.573%
  - 下位5組合
    - 3.12% 3.12% 3.20% 4.20% 4.35%

日・独・仏における被用者保険(医療)における 保険料率及び労使負担割合	
日本 (2009)	8.2% <sup>※1</sup> 労使折半
フランス (2008)	13.85% <sup>※2</sup> 被用者:0.75%、事業主:13.10% 別途、年金・医療・介護・家族手当を目的とした「一般社会拠出金」として、 労働所得に7.50%賦課(うち医療分:5.29%)
ドイツ (2009)	14.6% <sup>※3</sup> 労使折半

※1 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率  
 ※2 民間商工業の被用者、公務員、年金受給者を対象とした一般制度における保険料率  
 ※3 公的医療保険における保険料率

おまけ

「高齢者医療制度に関する検討会」の議事録が、なぜ、第5回目以降公開されていないのか？

理由は分からないけど、この間何が議論されていたのかというと、基本的には、僕が、後期高齢者医療制度を前期に適用する大臣案では、国保を救えないよと言って、前期高齢者医療制度を後期に適用する方がいろいろと良い面があるんだという

ことを、自分で試算してきたデータを示したりしながら論じていたという事実はある。後期高齢者医療制度を前期に適用した場合の負担の変化を試算してポンチ絵にしてくれと事務局に頼んだんだけど、それは勘弁してくれっていうから、僕は「アハハ、そうだよねえ、分かるよう、うん、みんなの気持ちは分かるぞう、アハハ」と笑って、自分で試算して絵を描いたわけだ（^。^）。

第6回の権丈委員配布資料 全体版([PDF:643KB](#))、13頁などをご参照あれ。

## 関連文章

勿凝学問 268 [連帯基金構想と高齢者医療制度の財源調達——日経の論説と僕の論との間の埋められぬ溝のひとつ](#)

勿凝学問 211 [別にこだわりがあるわけではない高齢者医療制度改革案——高齢者医療制度に関する検討会への試算要求](#)

勿凝学問 221 [医療保険の一元化先進国、韓国に学んでみると](#)

勿凝学問 222 [民主主義における力・正しさ・情報の役割——「高齢者医療制度検討会」における「ポンコツな医療保険」発言以降考えていること](#)

勿凝学問 224 [政府の報告書にはこういうのもある——「高齢者医療制度に関する検討会」報告書の読み方](#)

勿凝学問 228 [えにしの会での事前講演録？——小さすぎる政府の医療政策と日本の医療保険](#)

## 報道

勿凝学問 231 [国民の情報の質と量が変われば、民主主義は動く——キャリアブレインのインタビュー](#)

「[被用者保険の納付金等には財政力に応じた応能負担を——高齢者医療制度に関する検討会が「議論の整理」まとむ——](#)」『週刊社会保障』No. 2523 [2009. 3. 23] ——僕が描いたはじめてのポンチ絵が紹介される。。。

「[65歳以上の医療給付費は応能負担による財政調整を——高齢者医療制度検討会が最終的な議論を開始](#)」『週刊社会保障』No. 2521 [2009. 3. 9]

「[時鐘 健保組合間のセーフティネット](#)」『週刊社会保障』No. 2522 [2009. 3. 16]

「[デスクの目 年齢は65歳以上に](#)」 『週刊社会保障』 No. 2522 [2009. 3. 16]

「[健保組合間の助け合いが重要——高齢者医療制度に関する検討会が各種試算等を議論](#)」  
『週刊社会保障』 No. 2520 (2008. 12. 15)

「[第3回 高齢者医療制度に関する検討会](#)」 『(株) メディカル・リード』

「[ニッポン大転換 医療・介護 雇用創出に効果大、財源拡大が何よりも必要](#)」 『週刊東洋経済』 (2009. 4. 4号) 160-161頁